
蒲郡市小中学校部活動指針



令和6年4月
蒲郡市教育委員会
(学校教育課)

蒲郡市小中学校部活動指針 目次

はじめに	1
1 指針作成の理由と部活動の目標	2
(1) 「蒲郡市小中学校部活動指針」の位置づけ	
(2) 部活動の目標	
2 適切な部活動の在り方について	3
(1) 運営について	
(2) 運営についての留意点	
(3) 種 目	
(4) 指 導	
(5) 入部に際して	
(6) 練習時間	
(7) 大会・練習試合への参加について	
(8) 参加できる大会	
3 保護者、地域との連携	6
(1) 保護者との連携・協力	
(2) 地域との連携	
4 体罰の根絶	7
5 安全と健康の確保と緊急時の対応	7
(1) 安全と健康の確保	
(2) 緊急時の対応	
6 参考資料	9
(1) 熱中症について	
(2) 緊急時連絡体制	



はじめに

学習指導要領では、国語や算数といった各教科等と、生徒会活動や学校行事といった特別活動を教育課程と呼んで学校の教育活動の中心に位置づけています。つまり、週の時間割の範囲の活動です。**部活動は、この教育課程から外れた活動として中学校と高等学校の学習指導要領総則にその記載があります。**

本市では、部活動の教育的意義を認め、全ての中学校で部活動が実施されています。学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

- スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒の自主的・自発的な参加
- 部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として実施
- スポーツ・文化芸術の振興
- 体力や技能の向上
- 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築
- 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養

しかし、「生徒数や教職員数の減少」、「活動中の事故や健康被害」、「授業後の活動の多様化」、「教職員の負担と超過勤務の問題」等、部活動に対する多くの課題が近年指摘され、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。蒲郡市教育委員会は、**中学校における部活動の意義は認めつつ、その在り方について校長会とともに考え、平成31年4月に「蒲郡市小中学校部活動指針」を策定しました。**

子どもたちの生活において、時間的にも心理的にも学校の占める比重が家庭や地域社会に比して高く、そのことが子どもたちに学校外での活動・体験の機会を少なくしているとも考えられます。学校・家庭・地域社会の連携と適切な役割分担を進めていく中で、**学校・家庭・地域社会における教育のバランスをよりよくしていくことは極めて大切なことだと考えます。**

そこで、令和4・5年度は、「部活動在り方検討委員会」を立ち上げ、課題を洗い出し、本市中学校における部活動の在り方をまとめ、今回、「部活動指針」の改定を行いました。

学習指導要領における部活動の位置づけを確認しつつ、運営方法、練習時間、大会参加の在り方、指導上の留意事項等をその内容に盛り込みました。**希望入部制への移行、各種大会の精選、地域クラブ活動への期待等、今後の蒲郡市の部活動を方向づける内容**となっています。

保護者・地域・行政を含めた**子どもをとりまく大人全員が、今までの学校の在り方を問い直し、チームとなって本気で向き合う作業が必要だ**と考えています。**保護者・PTAや地域をはじめとした社会全体のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。**

1 指針作成の理由と部活動の目標

(1) 「蒲郡市小中学校部活動指針」の位置づけ

この指針を部活動運営の原則として、各小中学校は、それぞれの学校の実情に応じ、「目標や運営方針」を作成し、部活動の経営を行うこととする。

(2) 部活動の目標

部活動は、教育課程内の活動では得られない貴重な体験を得られる場となっている。そして、「中学校学習指導要領第1章総則第5-1-ウ」には次のように記載されている。

生徒の **自主的、自発的な参加** により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、**学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等**、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環** として、**教育課程との関連が図られるよう留意** すること。

その際、**学校や地域の実態** に応じ、**地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携** などの運営上の工夫を行い、**持続可能な運営体制**が整えられるようにするものとする。

中学校学習指導要領総則

「生徒の自主的、自発的な参加」「学校教育の一環」「教育課程との関連」「学校や地域の実態」「地域の人々の協力」「社会教育関係団体等の各種団体との連携」を、学校で行われる「部活動」のキーワードとしている。

蒲郡市では、学習指導要領の主旨をふまえ、下記の目標を立て、子どもたちの心と体の育成をめざしていく。

【 目 標 】

- (1) 体力の向上、豊かな人間性や生活の充実、生きる力の育成をめざす。
- (2) 思いやる心や好ましい人間関係、連帯感などの社会性を育てる。
- (3) 生涯にわたり、文化的な活動やスポーツに親しむ基礎的素地を育てる。

<指導の重点>

ア 勝利至上主義的な考え方に陥らず、児童生徒の技能の習得や体力の向上を支援し、豊かな心と健やかな身体の育成をめざす。

イ 児童生徒同士の好ましい人間関係や指導者との信頼関係をつくり、集団との関わりの中で、社会性を向上させることをめざす。

ウ 児童生徒が自らすすんで、文化的な活動やスポーツに親しむことや挑戦する心を身につけることをめざす。

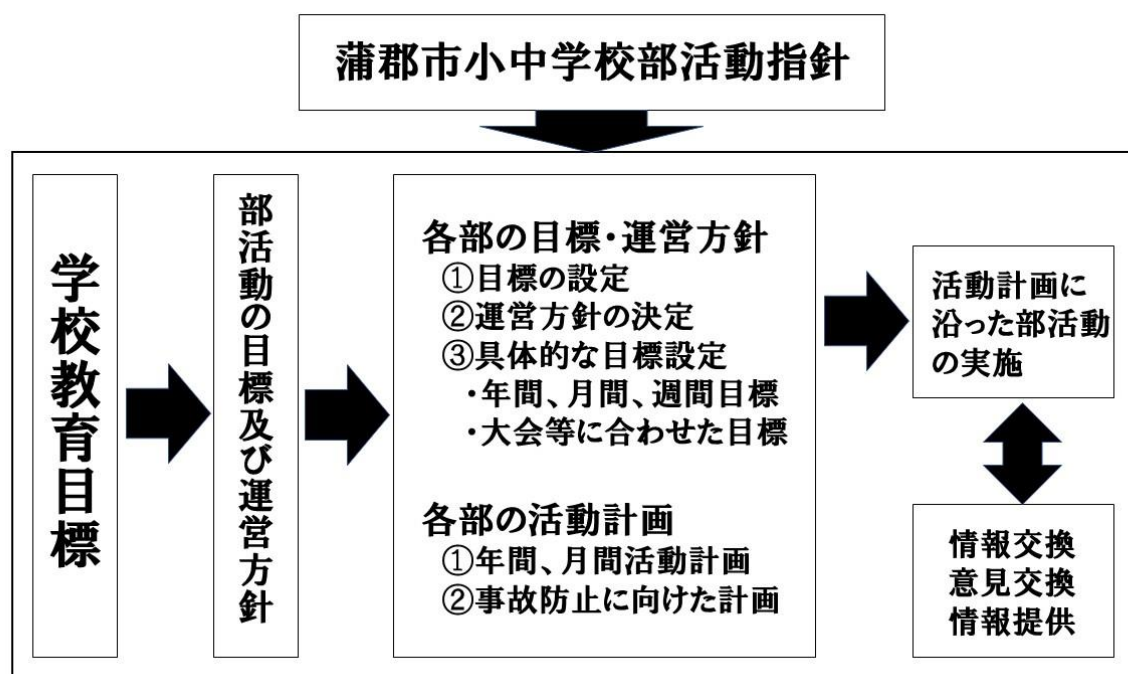
2 適切な部活動の在り方について

(1) 運営について

部活動は、**学校経営方針**に基づき、**教育活動全体との関連**を図りながら適切に行われるべきものである。

その効果や成果を上げるためには、**部活動の意義を十分に理解し、学校の実態**に応じて指導体制の工夫・改善に努めるとともに、**学校だけでなく家庭や地域と協力して組織的に進めていく必要**がある。

学校の**教育目標及び経営方針**を全教職員が共通理解をしたうえで、**各部活動の運営・指導方針等**を決定するとともに、それを**学校経営案に明記し、顧問等を校務分掌に明確に位置付ける**。



(2) 運営についての留意点

- ア 部活動運営委員会、顧問会議、部長会議等を設置し、組織化を図る。
- イ 部活動及び顧問名は学校経営案に全て記載する。複数顧問制を原則とする。
- ウ 児童生徒の事故防止及び安全管理、健康管理に十分留意し、発達段階に応じた活動計画を立てる。
- エ 勝利至上主義にならないようにし、適切な活動時間を守るとともに、大会・練習試合等への参加は、できる限り精選する。

(3) 種 目

- ア 学校の実情に応じて、部活動の種目を決定する。部活動の種目を廃する場合は、少なくとも3年前には、児童・生徒・保護者に周知する。
- イ 小学校は、令和4年度に常設の部活動を廃止した。
※ただし、学校において臨時の部を設置するなど学校ごとに工夫ある活動を行う。

(4) 指 導

ア 【計画的な指導】

学校経営方針に基づき、教育活動全体との関連を図りながら、年間を見通した計画的・効果的な指導を行う。

イ 【指導の留意点】

- (ア) 児童生徒の人権や人格を尊重し、それらを否定する指導をしない。
- (イ) 指導方法や指導内容の研修を積み重ねていく。
- (ウ) 顧問間や外部指導者等との連携・協力を図る。
- (エ) 勝利至上主義的な指導に陥らず、児童生徒の豊かな心身の向上をめざす。
- (オ) 個々の児童生徒が日頃の成果を発揮できる機会を設ける工夫をする。
- (カ) 安全面に十分に配慮した環境づくりに努め、児童生徒の健康状況や活動時の気象状況の確認をする。
- (キ) 児童生徒とのコミュニケーションを大切にする。
(「部活動ノート」等の活用)
- (ク) 顧問不在の場合は、活動しない。やむを得ない場合は、他の教員による代行措置をとる。

(5) 入部に際して

- ア 部活動説明会等で児童生徒に、部活動の方針や年間活動計画、練習内容等を周知する。
児童生徒の自主的・自発的な活動であることを踏まえ、希望入部制とする。
- イ 仮入部・体験入部の期間を十分に設ける。
- ウ 新入部員の募集にあたっては、部活動の意義を十分に説明したうえで、全員に参加の呼びかけや働きかけを行う。児童生徒一人一人の考えや希望を大切にする。

(6) 練習時間

・ 【中学校】

- ア 平日の部活動は、午後のみとする。
原則「週4回、活動時間は2時間程度」とし、下校時刻を遵守する。
- イ 令和8年度を目標として、原則、中学校の部活動は、平日のみの活動とする。(令和5年度から令和7年度は、移行期間とする)

移行期間の休日の部活動は、原則「**月2回、第1・3土曜日のみ**」とする。

※原則以外の扱いについては、以下のようにする。

(ア) “原則「月2回、第1・3土曜日のみ」”について

① やむを得ない場合は、事前に学校長の許可をとり、関係する生徒・保護者に事前に知らせておいたうえで、第2・4土曜日に実施することを可とする。

② 上記①のやむを得ない場合とは、

○第2・4の日曜日に大会が予定されており、その前日に当たる第2・4土曜日に練習を計画する場合

○第1・3土曜日に学校行事が計画されており、第2・4土曜日に練習を計画する場合

○その他、月2回を守ったうえで校長が認める場合

◆いずれにせよ、生徒・保護者は「部活動は第1・3土曜日」と認識して予定を組んでいるので、「月2回を守ればいい」とか、「入れ替えてもいい」と教師側が安易に考えないことが大切。

(イ) 日曜日の扱いについて

原則、日曜日は実施しない。やむを得ず、土曜日と入れ替えて日曜日に実施する場合は、校長の許可のもと、事前周知を諮って実施すること

(ウ) 祝日は実施しない。ただし祝日と土曜日が重なった場合、その日は土曜日と見なす。

(エ) 代休日は実施してもよい(各部の練習計画による)

※今後新たな問題が出てきたときは、中学校長会および教育委員会で話し合い、共通理解を図っていく。

ウ **休日および長期休業中(平日)の活動は、3時間程度**とする。

エ **週あたり2日以上**の休みを確保する。

※ 平日、土日にそれぞれ、少なくとも1日以上を休みとする。ただし、大会等で土日両日活動した場合は、振替の休みを一ヶ月以内に確保する。

オ **長期休業中の土日の練習は行わない。**

※ 中小体連等の大会参加で活動を行う場合は、学校長が判断。その場合、土日に活動を行った日数分を長期休業中の平日に振替え、休日を確保する。

(7) **大会・練習試合への参加について**

ア 練習試合や大会への参加は、**事前に学校長に計画書を提出し、月や週の予定に明記**する。

イ **計画書**には、以下の内容を明記する。

- ①**当日の日程** ②**集合解散の場所と時刻** ③**移動方法** ④**引率者**
⑤**参加児童生徒** ⑥**緊急時の対応・連絡先等**

(8) 参加できる大会

ア 【運動部】

(ア) 中小体連主催の大会

(イ) その他

a 蒲郡市教育委員会が主催・共催・後援する大会

b 協会が主催する上位大会(東三大会・県大会・東海大会・全国大会につながる大会及び上位大会)

c 中学校総合体育大会に向け必要と認める(シード権に関わる)大会

※ 上記以外の大会は、各部活動顧問会で「必要とする大会」を検討する。

イ 【文化部】

(ア) 中小体連主催の大会に準ずるもの

※ 中日・朝日新聞社・CBC・NHK 主催の各大会

3

保護者、地域との連携

(1) 保護者との連携・協力

ア 保護者からの協力・支援が得られるように、日頃からの信頼関係づくりに努める。

イ 学校・顧問は、部活動の指導方針や活動計画等を常に情報として発信することで、活動に対する保護者の理解を深める。

ウ 必要に応じて、部活動保護者会や部活動参観の場を設定し、保護者との意見交換等に努めることで、相互の信頼関係を深める。

(2) 地域との連携

ア 学校は地域に積極的に活動状況を発信する。

イ 地域人材の活用にあたっては、部活動が学校管理下で行われる教育活動であることを踏まえ、部活動運営方針等について十分に理解を得たうえで、適切な指導にあたるように働きかける。

ウ 令和5年10月より、地域の指導者の派遣可能な種目については、各学校が積極的に活用し、生徒の競技力向上に努める。

4 体罰の根絶

体罰(※)は、学校教育法第11条において禁止されており、顧問は、部活動指導場面のみならず、児童生徒への指導にあたり、**いかなる場合も体罰を行ってはならない。**

※ 身体的な苦痛を与えることのみならず、言葉の暴力等による精神的な苦痛を与えることも体罰である。

体罰は、**違法行為**であるのみならず、**顧問及び学校への信頼を失墜させる行為**である。

※【学校教育法第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

ただし、体罰を加えることはできない。

5 安全と健康の確保と緊急時の対応

(1) 安全と健康の確保

ア 過度な練習により、生活バランスを崩さないよう**適切な練習時間を設定**する。

イ 顧問は、**事前に児童生徒の健康・安全面において万全な指導**を行うとともに、児童生徒が**自分自身の身体を守るという意識**を高める。

ウ 熱中症を予防するため、高温や多湿時には**WBGT値(※)**に留意する。十分に水分や塩分を補給できる**休息時間を確保**し、**児童生徒への健康管理**を徹底する。

さらに、**熱中症予防**を校内研修と保健教育に位置づける。

エ **WBGT値(※)**が31℃以上になった時には、**原則活動を中止**する。

オ **急激な天候の変化**に注意する。

特に、**雷鳴はかすかであっても危険信号**であり、落雷を受ける可能性がある。すぐに安全な場所に避難できるようにし、状況をみながら下校指導をする。

カ **食事直後の運動**（2時間程度以内）により**アナフィラキシー・ショック**が起きる場合があるため、昼食後の活動については、十分に注意する。（**運動誘発の危険性の認知**）

キ **施設の安全管理**を徹底する。

例えば、サッカーゴール等は、必ず固定具で固定し、転倒を防ぐ。また、強風が予想される場合はあらかじめ倒しておく等の措置を講ずる。

(2) 緊急時の対応

ア 校内外で事故が発生した場合に備え、**速やかに管理職等に第一報が入るよう体制を整える。**

また、医療機関で受診するための**危機管理マニュアルについても共通理解**を図る。

イ **事故が発生した後**には、速やかに管理職及び顧問によって**事故原因を分析し、安全管理と指導の在り方について点検**するとともに、**再発防止対策を早急に講ずる。**

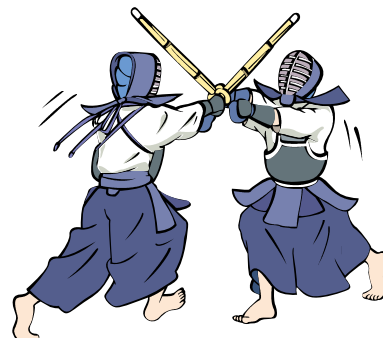
救急車を要請した時は、必ず教育委員会に報告する。

※【WBGT値】

熱中症を予防することを目的としてアメリカで提案された指標。

単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されるが、その値は気温とは異なる。暑さ指数（WBGT）は人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ① 湿度、② 日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③ 気温の3つを取り入れた指標。

※ 参考：環境省熱中症予防サイト <http://www.wbgt.env.go>



(1) 熱中症について

ア 熱中症は、運動部以外の部活動や**屋内においても発生**している。

また、体がまだ暑さに慣れていない時期には、それほど高くない**気温(25～30℃)**
でも湿度等その他の条件により発生する危険がある。

イ 熱中症予防のため、児童生徒の**健康状態や個人差に十分配慮**し、活動前に適切な水分補給を行うとともに、**必要に応じて水分や塩分の補給できる環境**を整え、**活動中や終了後においても適切な措置**を講じる。

ウ 熱中症対策の対応については、**学校で共通理解**を図り、**応急手当の研修**をしたり、**緊急時の役割、学校医・消防署・教育委員会・家庭等への連絡の分担を明確**にしたりして、救急体制を確立する。

また、日頃から**児童生徒に熱中症についての知識・予防等について啓発**しておく。

WBGT ℃	湿球 温 ℃	乾球 温 ℃	【熱中症予防運動指針】	
31	27	35	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、皮膚温より気温のほうが高くなり、体から熱を逃がすことができない。特別の場合以外は運動は中止する。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、積極的に休息をとり水分補給を行う。体力の低いもの、暑さに慣れていないものは運動は中止する。
28	24	31	警 戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり水分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	注 意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
25	21	28	注 意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水を飲むようにする。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃以下では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意する。
▲ ▼	▲ ▼	▲ ▼		

WBGT(湿球黒球温度)

屋 外 : $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$

屋 内 : $WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$

●環境条件の評価はWBGTが望ましい

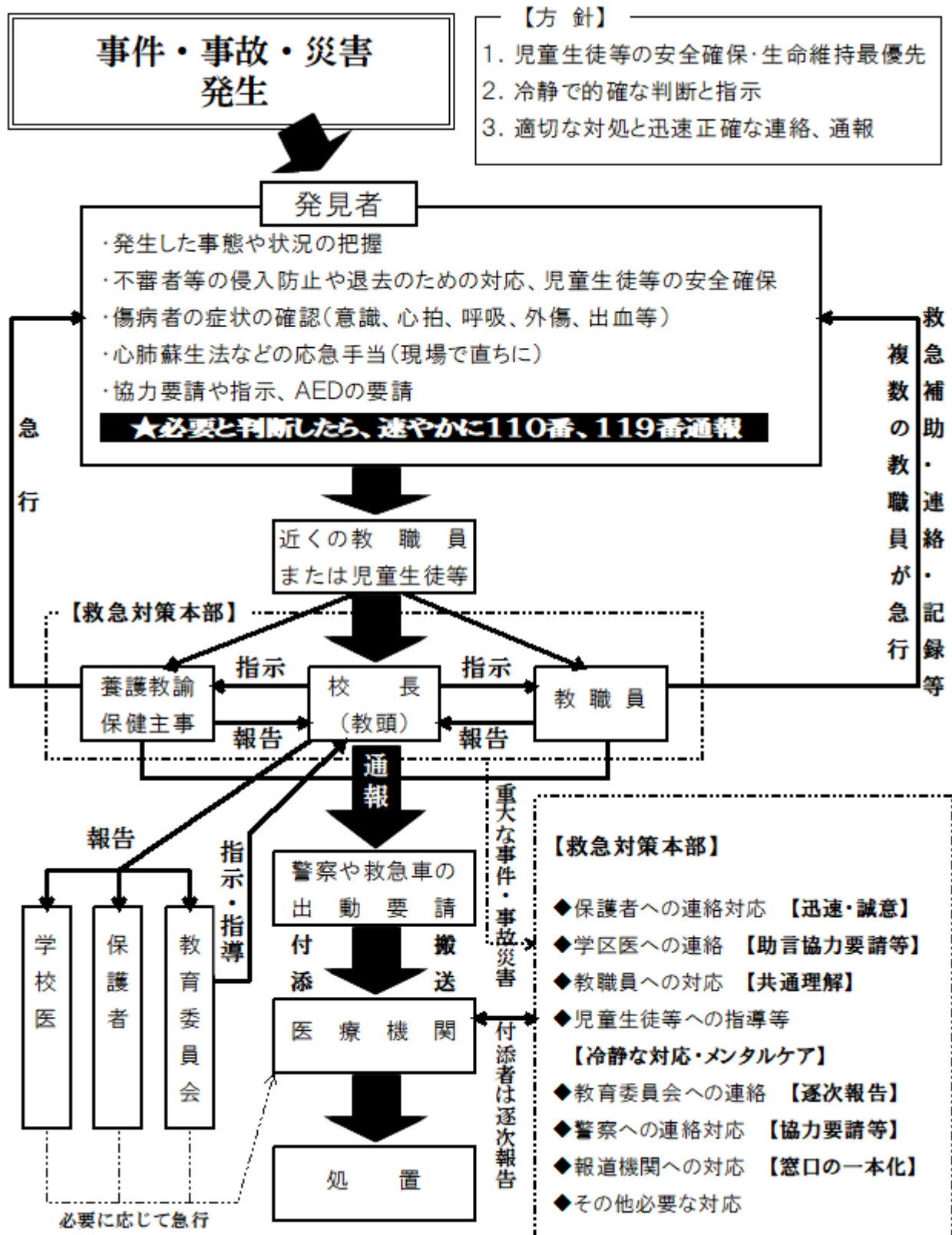
●湿球温度は気温が高いと過小評価される場合もあり、湿球温度を用いる場合には乾球温度も参考にする

●乾球温度を用いる場合には、湿度に注意。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の注意が必要

出典：「スポーツ活動中の熱中症ガイドブック（公財 日本体育協会）平成25年度改訂版」

(2) 緊急時連絡体制

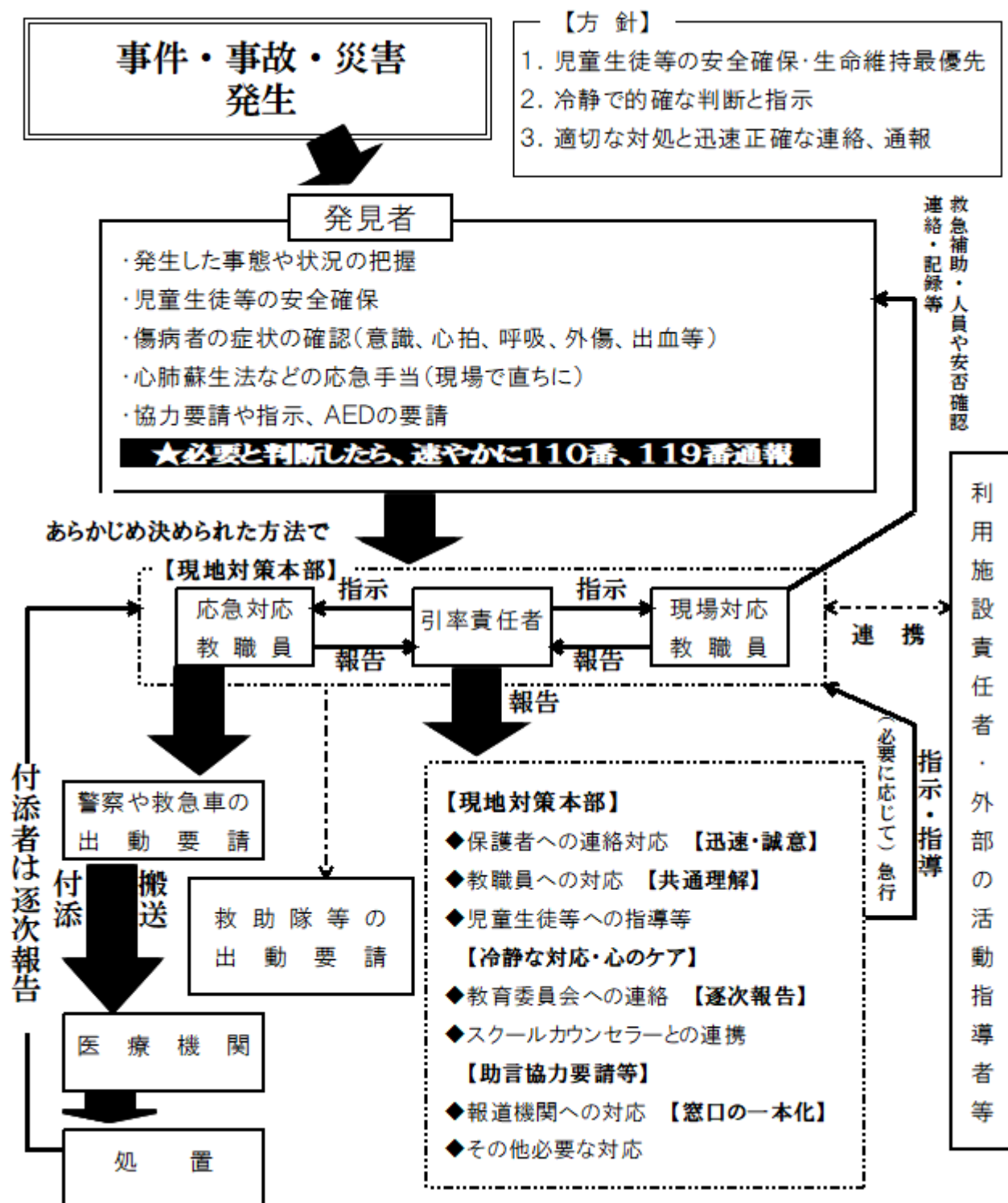
校内での事件・事故災害発生時における対処、救急及び緊急連絡体制例



【出典：「あいちの学校安全マニュアル」愛知県教育委員会】

校外活動における対処、救急及び緊急連絡体制例

校外活動を実施する際には、事前の実地調査等により、活動場所の安全管理や予測される危険等について、現地や利用施設の関係者と十分に検討し、天候の変化等、様々な状況に応じた対策を講じておくとともに、活動直前の最終確認の方法や緊急時における連絡体制、人員や安否の確認方法についても計画しておく。



【出典：「あいちの学校安全マニュアル」愛知県教育委員会】

【概要版】 蒲郡市小中学校部活動指針

蒲郡市教育委員会(令和6年4月)

【指針の位置づけ】

- 蒲郡市教育委員会は、中学校における部活動の意義は認めつつ、その在り方について校長会とともに考え、平成31年4月に「蒲郡市小中学校部活動指針」を策定した。
- 令和4・5年度は、「部活動在り方検討委員会」を立ち上げ、課題を洗い出し、今回「蒲郡市小中学校部活動指針」を改定した。また、休日の部活動の段階的な地域移行(学校部活動から地域クラブ活動への転換)について調査研究を進めている。
- この指針を部活動運営の原則として、各小中学校では、それぞれの学校の実情に応じ、「目標や運営方針」を作成し、部活動の経営を行うこととする。

【部活動の目標】

- 体力の向上、豊かな人間性や生活の充実、生きる力の育成をめざす。
- 思いやる心や好ましい人間関係、連帯感などの社会性を育てる。
- 生涯にわたり、文化的な活動やスポーツに親しむ基礎的素地を育てる。

部活動の運営と指導

- ①「希望入部制」とする(令和2年度に完全実施)。
- ②「平日の活動」は「午後のみ」とする。※朝練習は行わない。
⇒平日の部活動は、原則「週4回、活動時間は2時間程度」。
- ③令和8年度を目標として、原則、中学校の部活動は、平日のみの活動とする(令和5年度から令和7年度は、移行期間とする)。
 - ・移行期間の休日の部活動は、原則「月2回、第1・3土曜日のみ」。
 - ・休日及び長期休業中の平日の活動は、3時間程度。
- ④「長期休業中の土日」は「活動しない」。
- ⑤大会への参加等により土日に活動する場合は、「代替休養日の確保」に努める。
- ⑥大会への参加は、以下の大会を原則とする。
 - ・中小体連主催の大会
 - ・蒲郡市教育委員会の主催、共催、後援の大会 等
- ⑦安全の確保と緊急時の対応
 - ☆気象条件や子どもたちの体調を考慮しながら活動をする。
 - ※WBGT値31℃以上は原則活動中止
 - ☆緊急時の対応のマニュアルを全職員が熟知し、迅速に対応する。



各学校

「部活動運営方針」(学校、顧問等)の作成
「年間計画」(顧問等)の作成 等

■学校経営案等に記載
■児童生徒、保護者に情報提供

【 部活動指針の運用計画 】

蒲郡市小中学校部活動指針

令和6年4月1日 現在

年 度	大 会 ・ 制 度	運 用	運用組織
令和5年度 10月より	中学校休日の部活動 原則「月2回、第1・3土曜 日のみ」（令和5年度から令和7 年度は、移行期間とする）	全中学校で運用開始	スポーツ推進課 生涯学習課 学校教育課 各中学校
令和5年度 10月より	中学校休日部活動地域移行 改革推進期間 	希望部活動で指導者 派遣実施、調査研究	スポーツ推進課 生涯学習課 学校教育課 各中学校 希望部活動
令和8年度を 目標とする	原則、中学校の部活動は、 平日のみの活動とする。	全中学校で運用開始	スポーツ推進課 生涯学習課 学校教育課 各中学校

1. 中学生が参加できる公民館のクラブ・サークル、その他団体等

公民館のクラブ・サークルは、地域の方々が自主的に教室を立ち上げ、参加者を募集し、公民館等で活動されているものです。また、その他の活動団体も紹介しています。

公民館のクラブ・サークルは公民館に相談

その他団体は直接相談・申し込み



<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/gakushu/tyugaku-tiikikurabu.html>

公民館クラブ・団体等のリスト [PDF ファイル／220KB]より

2. 中学生が参加できるスポーツ少年団

蒲郡市スポーツ協会に所属しているスポーツ少年団の活動です。下記の二次元コードから開くことができるホームページで「スポーツ少年団の紹介：中学生参加」の欄に、○印がついている団体を確認してください。

各スポーツ少年団に直接相談・申し込み

<https://www.city.gamagori.lg.jp/site/taiiku/sportsshounenn-2023913.html>

